

概要版

湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画

こさい高齢者プラン

令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)



令和3年3月
湖西市



1. 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化は急速に進行しており、深刻な問題となっています。人口減少が進む中で、高齢者数は今後も増加することが予測されており、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年、そして、2040年には団塊ジュニア世代が65歳に到達するため、生産年齢人口の減少や高齢者数の増加、さらには介護ニーズがさらに高まっていくことが考えられます。また、介護人材の不足や介護離職等、高齢者福祉に関わる様々な問題は深刻化しており、高齢者福祉を取り巻く現状は大きく変化しています。

湖西市においても例外ではなく、総人口は減少傾向にある一方で、高齢化率は年々増加しています。介護や医療といった社会保障の負担が現役世代に重くのしかかる一方で、今後も高齢者福祉に関するニーズは多様化していくことが予測されます。

このような状況の中で、本市では平成30(2018)年3月に、一人ひとりの高齢者が住み慣れた地域で自分らしく元気に生活していくことができるよう、湖西市版地域包括ケアシステムの推進をめざし、様々な高齢者福祉施策の展開および効率的・効果的な介護保険事業の運営を進めるために、「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を基本理念とし、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度を計画期間とする「こさい高齢者プラン」を策定し、高齢者福祉を推進してきました。

この度、令和2(2020)年度で計画期間が終了すること、また、湖西市版地域包括ケアシステムをさらに推進し、健やかで幸せないきいき高齢社会を実現するために、新たな計画を策定します。

2. 計画の期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間です。

本計画では、令和7(2025)年、さらには令和22(2040)年までの中長期的な視野に立つとともに、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
前回計画 の見直し	第8期(本計画)			中長期的な視点		
				令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点		
				第9期(次期計画)		

3. 計画の位置づけ

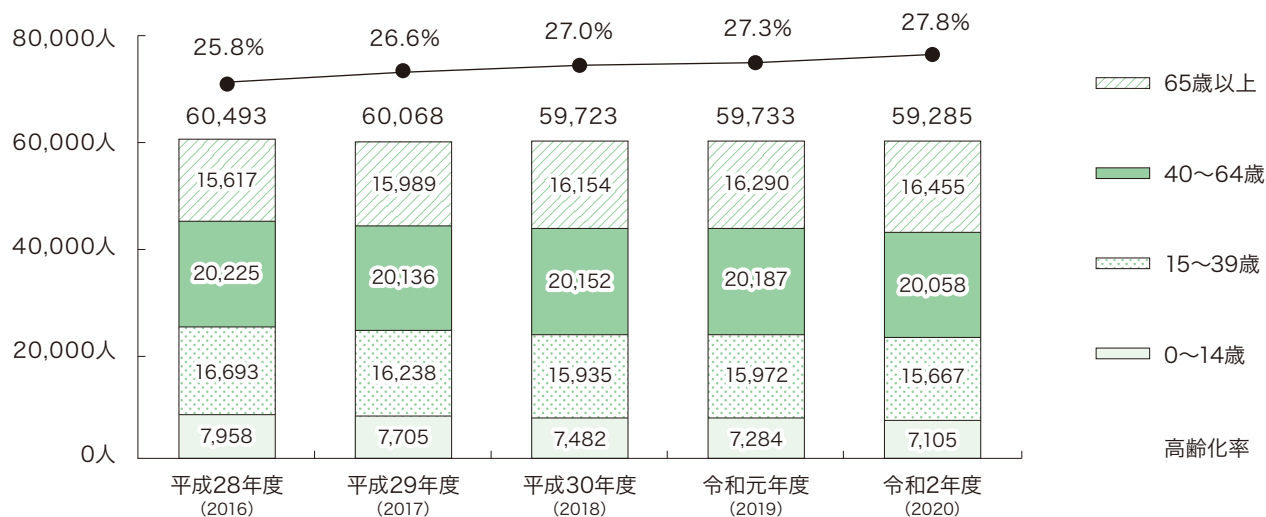
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

策定にあたっては第7期計画の基本的な考え方を継承し、継続性のある計画とするとともに、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「こさい高齢者プラン」として策定します。また、総合計画を上位計画とし、高齢者福祉に係る「健康こさい21」や「湖西市食育推進計画」、「湖西市第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」等の高齢者福祉に関連する計画と整合性を持って策定します。

4. 高齢者を取り巻く状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

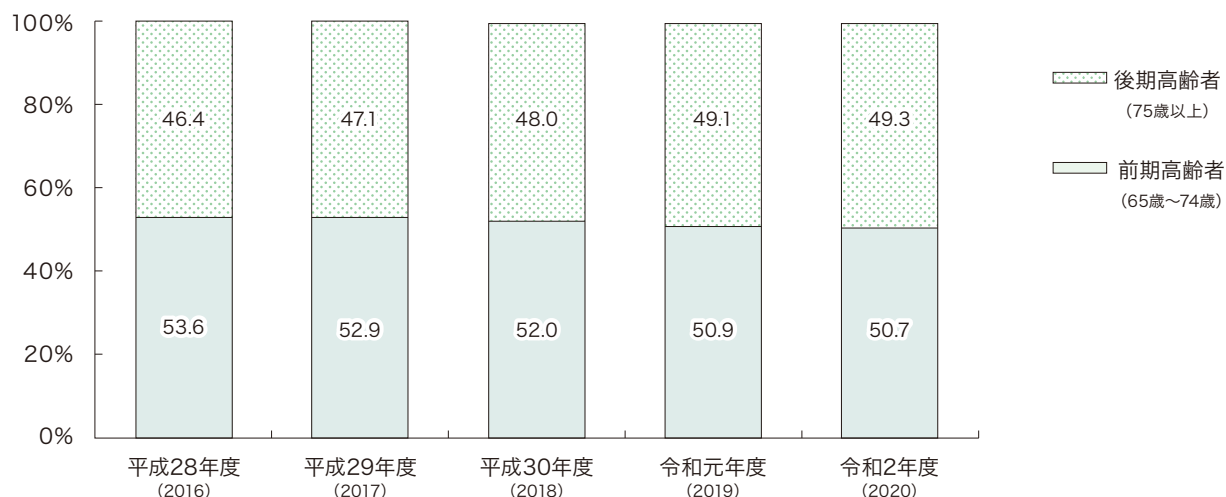
本市の総人口と高齢者人口の推移については、総人口は微減、高齢者人口は増加で推移しており、高齢化率については平成28(2016)年度から令和2(2020)年度にかけて2.0ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推移

前期高齢者・後期高齢者人口の割合はおおむね横ばいで推移しています。

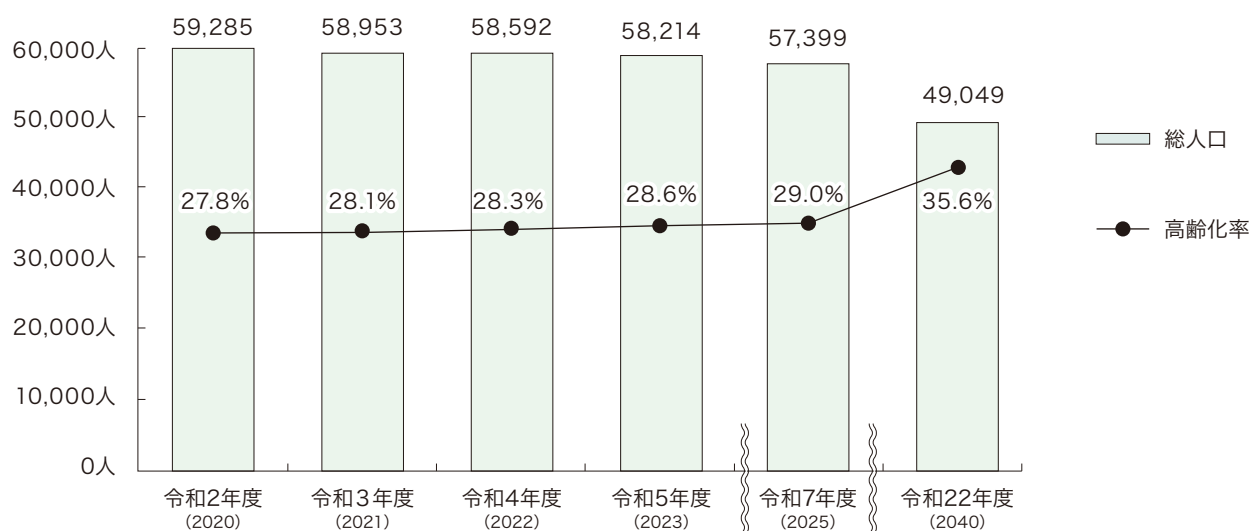


資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

5. 将来推計

(1) 総人口と高齢化率の推計

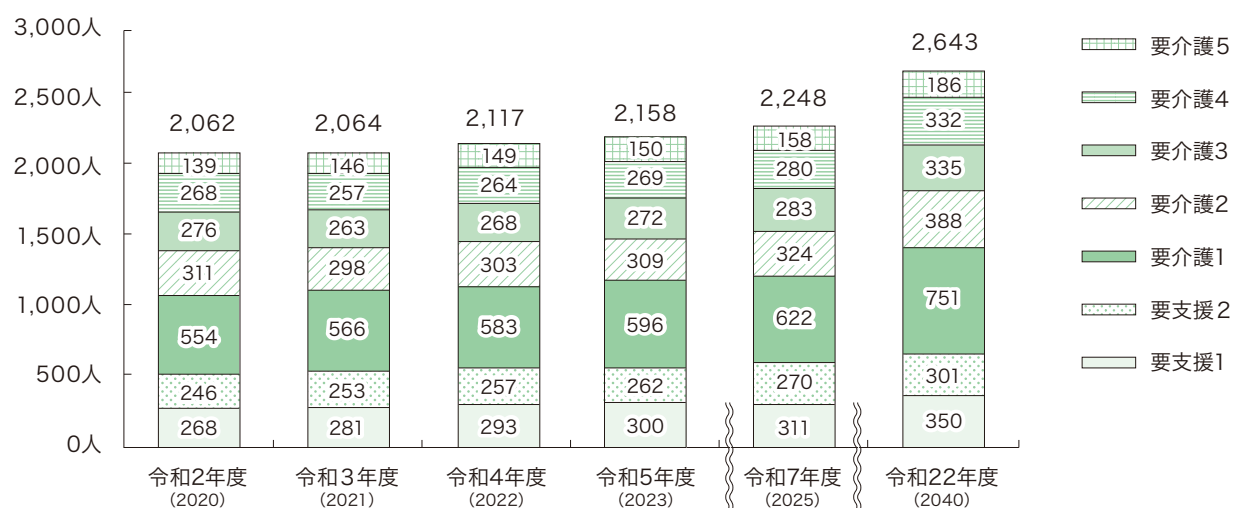
令和22(2040)年度までの将来人口を推計すると、総人口は減少するものの、高齢者人口は増加し、高齢化率は令和5(2023)年度に28.6%、令和22(2040)年度に35.6%になることが予想されます。



資料：コーホート変化率法による人口推計(令和2年度は住民基本台帳10月1日現在)

(2) 要介護認定者の推計(2号被保険者含)

令和22(2040)年度までの要介護認定者数の推計をすると、今後年々増加し、令和5(2023)年度には2,158人、令和22(2040)年度には2,643人になると予想されます。

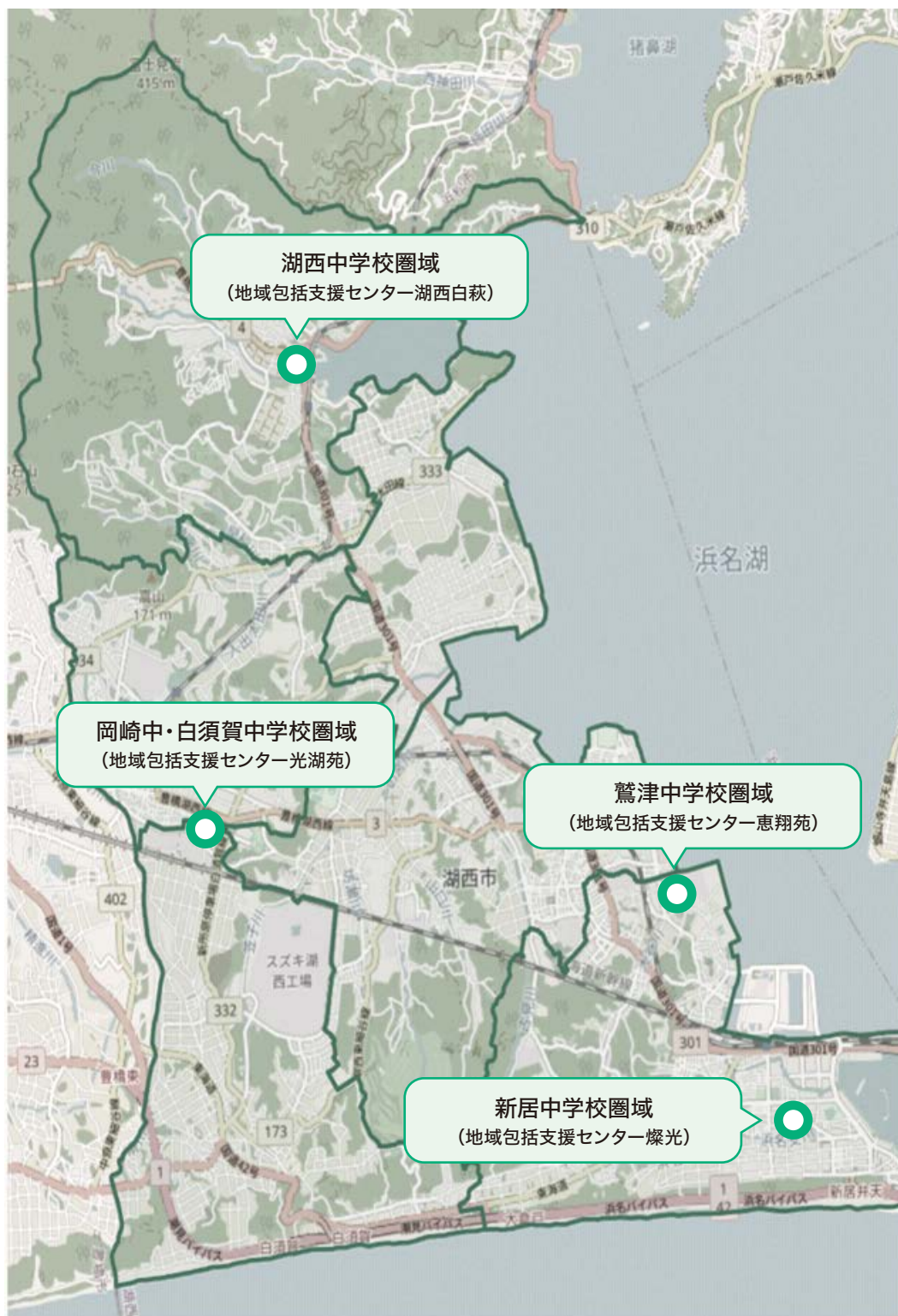


資料：見える化システム(令和2年度は実績)

6. 日常生活圏域の設定

第7期計画においては、「北部圏域」、「西部圏域」、「中部圏域」、「東部圏域」の4圏域を日常生活圏域としていましたが、第8期計画においては、地域の実情を踏まえ、圏域数は変えずに、圏域区分を中学校区分に見直した日常生活圏域とします。地域包括支援センターは、各圏域ごとにある特別養護老人ホームに配置します。

 地域包括支援センター



7. 計画の基本理念

湖西市では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される湖西市版地域包括ケアシステムを充実させ、高齢者ができる限り健康を維持しながら地域社会においても活躍し、仮に介護が必要となった場合でも住み慣れた家庭や地域において、安心して生きがいを持って住み続けられるまちを実現するために、「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を基本理念として、高齢者福祉施策を推進してきました。

今後は、湖西市版地域包括ケアシステムの充実に加え、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現していくことが必要です。

湖西市版地域包括ケアシステムのテーマは、「地域共生～“わが事”として参画する～」であり、地域共生社会の実現につながるものであるため、第8期計画においても、前回の基本理念を踏襲します。

健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして

8. 湖西市版地域包括ケアシステムの充実に向けた重点施策

こさい高齢者プランの基本理念である「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を実現するためには、令和7（2025）年に向けた湖西市版地域包括ケアシステムを充実させることが必要です。

そこで、湖西市では「地域共生～“わが事”として参画する～」をテーマに、以下の重点施策を推進します。



(1) 介護予防の重視

地域や社会とのつながりをもち“わが事”として自らが参加できる自立支援・介護予防・重度化防止を重視し、元気な高齢者を増やし健康寿命の延伸への取り組みを推進します。

- 湖西に元気な高齢者を増やす
- 予防の3本柱 ①社会参加促進
②フレイル(虚弱)予防
③認知症予防
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 介護認定率を成果指標とし、12.6%を数値目標とする

(2) 生活支援体制の充実

「支え手」「受け手」との関係を超え、誰もが“わが事”として支え合える共生できる社会をめざし体制づくりを推進します。

- 生活支援コーディネーターと協議体配置
- 生活支援担い手発掘と養成
- 支え合い体制の整備(市内1ヵ所)

(3) 認知症施策の充実

関係機関とつながり、予防活動と本人家族の意見を取り入れた認知症施策を推進します。

- 地域包括支援センターでの相談充実
- 認知症地域支援推進員配置と本人家族の意見を取り入れた活動展開
- 認知症初期集中支援チームの設置と活動

(4) 在宅医療と介護の連携充実

関係機関、多職種の連携強化を図り、在宅医療と介護連携事業を推進します。

- 湖西の在宅医療・介護のめざす姿:「湖西で あんきに 暮(く)ら住(す)まい」
- 市内病院と協力した在宅医療・介護連携支援センター設置と相談の充実
- 在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及
- 関係する多職種の研修会の充実

9. 基本方針

(1) 地域包括ケアシステムの充実

住み慣れた地域で高齢者が自分らしい暮らしを続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実させます。

また、地域包括ケアシステム推進協議会等により、地域包括ケアシステム充実のための課題を把握しPDCAサイクルに沿った全体の進捗管理を行います。

(2) 介護予防の促進

高齢者が増加し、介護ニーズが高まることが予測される中、健康づくり活動や社会参加の支援等の介護予防を推進し、高齢者がいつまでも自分らしい暮らしを実現できる環境を整備するとともに、健康寿命の延伸も図ります。

(3) 介護サービスの充実

要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、介護サービスの充実を図ります。また、住民ニーズを踏まえながら、効果的・効率的に介護サービスを提供していきます。

(4) 高齢者等を支える福祉環境の整備

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくために、認知症施策や福祉サービスの充実を推進するとともに、高齢者を支える家族等の支援や福祉人材の確保も推進していきます。また、安心して暮らせる環境整備も進め、誰もが安心・安全に暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

(5) サービス提供システムの構築

サービスを必要とする高齢者やその家族等が質の高い必要なサービスを受けることができるように、情報提供体制の整備やサービスの質の確保、安心してサービスを利用できる環境整備を推進していきます。



10. 事業体系

基本方針	分野別施策
Ⅰ 地域包括ケアシステムの充実	(1) 地域包括支援センターの充実 P34
	(2) 在宅医療と介護の連携充実 P37
	(3) 生活支援体制の充実 P40
	(4) 地域包括ケアシステム推進体制の充実 P42
2 介護予防の促進	(1) 健康づくりの支援 P43
	(2) 社会参加の促進等 P46
	(3) 介護予防の充実(一般介護予防事業) P50
	(4) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 P54
3 介護サービスの充実	(1) 居宅サービス P60
	(2) 施設サービス P69
	(3) 地域密着型サービス P71
4 高齢者等を支える福祉環境の整備	(1) 認知症施策の推進 P76
	(2) 福祉サービスの充実 P84
	(3) 高齢者を支える家族等への支援充実 P89
	(4) 福祉人材の確保と資質の向上 P90
	(5) 生活環境の整備 P91
5 サービス提供システムの構築	(1) 情報の開示と提供体制 P94
	(2) サービスの質の確保 P95
	(3) 苦情解決の仕組み P96
	(4) 利用者保護の仕組み P97

11. 基本方針に基づく分野別施策

1 地域包括ケアシステムの充実

(1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは日常生活圏域ごとに設置され、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たす施設です。各種会議の開催や職員の資質の向上、相談事業の充実等を通じて、地域包括支援センターを充実させます。

また、国が評価指標を元に市町村に交付する「保険者機能強化推進交付金」を地域包括支援センター充実のための事業に充当します。

- 湖西市地域包括支援センター運営協議会の実施
- 地域包括支援センターの職員の資質向上
- 総合相談・支援事業

(2) 在宅医療と介護の連携充実

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅医療と介護の連携が必要不可欠です。

在宅医療・介護の連携に関する相談支援、情報・資源の調査や普及啓発、各種会議の実施等を通じて、在宅医療と介護の連携の充実を図ります。

- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及
- 在宅医療・介護関係者研修と住民への知識普及
- 在宅医療・介護連携推進協議会の実施

(3) 生活支援体制の充実

地域における生活支援は高齢者の生活に必要不可欠です。また、支援体制においては行政だけではなく、地域と連携しながら地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も「支え手」となることが重要です。

生活支援コーディネーターの充実や「支え手(担い手)」と「受け手」の確保等を通じて、生活支援体制を充実させます。

- 生活支援コーディネーターと協議体の設置
- 生活支援の担い手発掘と養成

(4) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

地域包括ケアシステムをさらに推進・充実させることが地域共生社会の実現につながります。そのためには、PDCAサイクルに基づく評価及び改善を図っていくことが必要です。

湖西市地域包括ケアシステム推進会議(地域ケア会議)の開催等を通じて、地域包括ケアシステム推進体制の充実を図っていきます。

- 湖西市地域包括ケアシステム推進会議(地域ケア会議)の開催

2 介護予防の促進

(1) 健康づくりの支援

健康であることは、自分らしい暮らしを実現するためには必要不可欠ですが、そのためには日々の健康づくり習慣や健診の充実等が重要です。

各種健康診査の実施や生活習慣病等の予防、健康づくりに関する支援の充実等を推進していきます。

- 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査
- 保健対策事業
- 生活習慣病予防事業

(2) 社会参加の促進等

様々な人との交流やスポーツ・文化活動、就労等は社会とつながるきっかけとなり、高齢者の生きがいとなります。また、生きがいを持って生活することは心身の健康にもつながります。

世代間交流事業や生涯学習・生涯スポーツの充実、また老人クラブ活動や就労支援を通じて、高齢者の社会参加を促進します。

- 世代間交流事業
- 生涯学習・生涯スポーツ
- 老人クラブの活動支援
- 働く高齢者の支援

(3) 介護予防の充実(一般介護予防事業)

高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者が増加していくことが予測される中、要介護状態とならないように介護予防事業を充実させ、元気な高齢者を増やしていくことが重要です。

介護予防に関する啓発活動や地域で介護予防に関する取り組みを行う住民グループの支援を行うとともに、介護予防に関する啓発事業や社会参加、就労・有償ボランティア活動等を意識した介護予防教室を推進します。

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

(4) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援認定者や基本チェックリスト対象者に対する介護予防や生活支援サービスは、重度化防止や住み慣れた地域で暮らすために必要不可欠なサービスです。

多様な生活支援ニーズに対応するための様々なサービスを充実させるとともに、利用者の弾力化利用を考慮し、サービスの発掘及び利用範囲の検討をしていきます。

また、国が評価指標を元に市町村に交付する「介護保険保険者努力支援交付金」を介護予防・生活支援サービス事業充実のために充当します。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

3 介護サービスの充実

(1) 居宅サービス

訪問介護

■ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

訪問看護、介護予防訪問看護

■ 在宅医療と介護の連携において重要なサービスとなることから、必要なサービス量を提供できるようサービス提供事業者との連携を図ります。

居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導

■ 医療機関や訪問看護等の他のサービスとの連携を図り、円滑なサービス利用につなげます。

通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション

■ サービスの効果等について広く周知を行い、利用を促進します。

短期入所療養介護(老健)、 介護予防短期入所療養介護(老健)

■ 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

短期入所療養介護(介護医療院)、 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

■ 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

特定福祉用具購入費、 特定介護予防福祉用具購入費

■ 引き続き、利用者の身体状況や環境に適したサービス利用がされるように、介護支援専門員への助言・指導に努めます。

特定施設入居者生活介護、 介護予防特定施設入居者生活介護

■ 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

■ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテーション

■ 介護支援専門員やサービス提供事業所との連携を図りながら、必要なサービス量の確保や適正なサービス提供が行われるように努めます。

通所介護

■ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。

短期入所生活介護、 介護予防短期入所生活介護

■ 必要なサービス量の確保に努めるとともに、適正なサービス提供が行われるよう、助言・指導に努めます。

短期入所療養介護(病院等)、 介護予防短期入所療養介護(病院等)

■ 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

■ 「福祉用具の選定の判断基準」に基づき、適正な用具の選定や提供が行われるよう努めます。

■ ケアプランチェック等から、その必要性についての検証を行い、福祉用具専門相談員の活用が図られているか等、給付費適正化にも努めます。

住宅改修費、介護予防住宅改修費

■ 利用者の日常生活動作の自立につながるサービス利用がされるよう、介護支援専門員への指導・助言・審査を強化し、介護給付費の適正化に努めます。

居宅介護支援、介護予防支援

■ 適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう、支援・指導を継続します。

(2) 施設サービス

介護老人福祉施設

■ 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の可否等について検討していきます。

介護医療院

■ 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

介護老人保健施設

■ 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の可否等について検討していきます。

介護療養型医療施設

■ 介護医療院と連携し、介護医療院への転換を図ることと、指定介護療養型医療施設の設置期限である令和5(2023)年度末までに転換を行います。

(3) 地域密着型サービス

定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護

■ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

地域密着型通所介護

■ 適正な質・量のサービスが提供されるよう、サービス事業所の指定・監督を行います。

小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護

- 利用促進を図ります。
- 認知症対応型共同生活介護と併設した施設の整備を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■ 事業所の利用状況を把握し、効率的な運営が図られるよう事業所に助言を行います。

看護小規模多機能型居宅介護

■ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護

■ 令和4年度(2022)年度に北部圏域に1ヵ所(定員18人)および小規模多機能型居宅介護と併設した施設の整備を計画しています。

夜間対応型訪問介護

■ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型通所介護

■ 通常の通所介護との利用対象者の区分をより明確にし、利用の促進を図ります。

地域密着型特定施設入居者生活介護

■ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

4 高齢者等を支える福祉環境の整備

(1) 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加することが予測されています。ひとりぐらし世帯や高齢者のみ世帯が増加する中で、地域で認知症高齢者を支える仕組みづくりも求められています。

認知症大綱に基づき「共生」と「予防」を軸とした5つの柱に沿った施策を推進します。

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 認知症の人の介護者への支援
- 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

(2) 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するには、高齢者の生活状況に応じて必要となるサービスを充実させることが重要です。

在宅福祉サービスや入所系サービス等、様々な高齢者福祉に関するサービスの充実を図ります。

- 在宅福祉サービス
- 入所系サービス
- 成年後見制度利用促進事業

(3) 高齢者を支える家族等への支援充実

介護が必要な高齢者の増加に伴い、介護の必要性から離職する介護離職等、様々な問題が生じており、介護を行う家族に対する身体的・精神的な負担を軽減する支援が必要となっています。

介護を行う家族への支援や、必要とする人が必要なサービスを受けられる環境の整備等を通じて、高齢者を支える家族等への支援を充実させます。

- 家族介護者の交流の促進

(4) 福祉人材の確保と資質の向上

介護ニーズが増加している一方で、サービスを提供する福祉人材の不足は全国的な問題となっています。また、充実した介護サービスを受けるためには、福祉人材の資質の向上も必要です。

福祉に関わる人材の確保を図るとともに、福祉人材の資質の向上にも取り組んでいきます。

- 福祉人材の確保
- 福祉人材の資質の向上

(5) 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、安心・安全な生活環境を整備していく必要があります。

地域における福祉活動や支え合いの仕組みづくりを支援する社会福祉協議会と連携しながら、ユニバーサルデザインの推進や防犯・防災対策、感染症対策等を推進していきます。

- 社会福祉協議会
- ユニバーサルデザインのまちづくり
- 交通手段の確保
- 交通安全対策
- 防犯対策・防災体制の充実
- 感染症対策の充実

5 サービス提供システムの構築

(1) 情報の開示と提供体制

サービスを必要とする人が必要なサービスを利用できるようにするためには、サービスに関する情報を伝える体制を充実させる必要があります。また、利用者がより良いサービスを受けるために、説明と同意に基づく個人情報の提供がなされるよう、個人情報の保護が重要となります。

利用者への情報公開や介護サービス事業所への実地指導等により、情報の開示と提供体制を充実させます。

- 利用者への情報公開
- 個人情報の保護

(2) サービスの質の確保

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、質の高いサービスを受けられる環境を整備していく必要があります。

サービス提供事業者等が質の高いサービスを提供できるような仕組みづくりを推進していきます。

- サービス内容の評価と公表
- 介護現場の革新

(3) 苦情解決の仕組み

介護保険制度でのサービスに係る苦情解決には、要介護認定に関する不服申立てとして利用者が静岡県介護保険審査会に対して行うものと、提供者(居宅介護支援事業者、サービス事業者)のサービスに関する苦情申立てとして利用者が国民健康保険団体連合会に行うものの2つの仕組みがあります。

これらの苦情解決の仕組みに沿った適切な対応や、トラブルを未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

- 介護保険制度における苦情解決の仕組み
- トラブルの未然防止

(4) 利用者保護の仕組み

介護保険制度におけるサービス利用は、利用者とサービス提供者の契約に基づいて行われるため、サービス提供者は、サービス内容などの重要事項を利用者に示さなければなりません。利用者はサービス提供者に比べ、一般的に弱い立場となることが予想されます。利用者を保護する仕組みを整備していく必要があります。

契約に対する支援や自己決定能力低下者に対する権利擁護を推進していきます。

- 契約に対する支援
- 自己決定能力低下者に対する権利擁護

12. 介護給付等に要する費用の適正化(第5期湖西市介護給付適正化計画)

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことや、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築することを目的にしています。

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検
- 住宅改修等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 介護給付費通知
- 給付実績の活用
- 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

13. 介護保険サービス利用の見込み

高齢化の進展に伴って、ねたきりや認知症の高齢者は今後も増加することが見込まれています。また、介護が必要な期間の長期化、介護する家族の高齢化が進んでおり、家族だけによる介護では十分な対応が困難となってきました。このような不安や問題の解消を図るための手段として、介護保険サービスの利用が考えられます。

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の人が入会する保険制度です。要介護者は介護給付、要支援者は予防給付または介護予防・日常生活支援総合事業を受けることになります。



14. 保険料収納必要額の推計

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
総給付費	3,567,927,000	3,745,050,000	3,802,521,000	11,115,498,000
特定入所者介護 サービス費等給付額	84,880,703	78,370,861	79,887,713	243,139,277
高額介護サービス費等 給付額	102,813,124	103,472,834	105,803,316	312,089,274
高額医療合算介護 サービス費等給付額	13,605,000	13,973,790	14,201,770	41,780,560
算定対象審査支払 手数料	2,246,180	2,307,084	2,344,712	6,897,976
標準給付費見込額	3,771,472,007	3,943,174,569	4,004,758,511	11,719,405,087

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
標準給付費見込額	3,771,472,007	3,943,174,569	4,004,758,511	11,719,405,087
地域支援事業費	305,951,000	336,327,802	366,706,460	1,008,985,262
第1号被保険者 負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第1号被保険者 負担分相当額	937,807,292	984,285,545	1,005,436,943	2,927,529,780

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
第1号被保険者 負担分相当額	937,807,292	984,285,545	1,005,436,943	2,927,529,780
調整交付金相当額	198,649,850	208,203,875	212,252,062	619,105,788
▲調整交付金見込額	72,706,000	76,619,000	76,411,000	225,736,000
▲準備基金取崩額				149,000,000
保険料収納必要額				3,171,899,568

15. 保険料の算定

保険料収納必要額から保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数と月数を除した保険料基準額を計算すると、今後3年間の保険料は月額5,000円となります。

所得段階	区分		保険料率	年額	
第1段階	市民税 非課税 世 帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円以下の人		基準額 ×0.45 (0.30)	27,000円 (18,000円)
第2段階		前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円を超え120万円以下の人		基準額 ×0.625 (0.50)	37,500円 (30,000円)
第3段階		前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円を超える人		基準額 ×0.75 (0.70)	45,000円 (42,000円)
第4段階	市民税 課 税 世 帯	本 人 市民税 非課税	前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円以下の人	基準額 ×0.9	54,000円
第5段階			前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円を超える人	基準額 ×1.0	60,000円
第6段階		本 人 市民税 課 税	前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円未満の人	基準額 ×1.2	72,000円
第7段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.3	78,000円
第8段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.5	90,000円
第9段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が300万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.7	102,000円
第10段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額」が500万円以上の人	基準額 ×1.8	108,000円

※第1段階から第3段階の保険料については公費による軽減措置を実施(下段()内)

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(所得税法第35条第2項第1号に掲げる額)を引いた額です。

※分離譲渡所得に係る特別控除額とは、公共事業の用地買収等の場合に、土地や建物を売って得られる分離譲渡所得に係る税額を軽減する控除の額です。

発行・問い合わせ先: 湖西市 健康福祉部 長寿介護課
〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地
TEL:053-576-1104 / FAX:053-576-1220